

赤ちゃんとあなたと社会のためにガマンはせずに制度を使おう！



# 出産後の職場復帰に 不安を感じていませんか？

産前産後休業や育児休業  
明けの労働条件は、「原職」  
または「原職相当職」への  
復帰が原則。会社からの一  
方的な減給や配置転換など  
は“不利益取扱い”にあた  
ります（育児・介護休業法第10条）。



女性が働きながら妊娠・出  
産・育児をするために、勤務  
時間の変更や妊娠婦健診を受  
診するための時間の確保、休  
憩時間の導入や時間の拡大な  
ど、母子の健康を守るために  
さまざまな法律があります。  
また、産前産後休業や育  
児休業を取得後に職場に戻る  
時、配置転換などされないか  
と不安に思うかもしれません  
が、休むことで労働契約の内  
容が変わることで労働契約の内  
容が変わるわけではありません

## あなたの権利は活用するためのもの！

女性が働きながら妊娠・出  
産・育児をするために、勤務  
時間の変更や妊娠婦健診を受  
診するための時間の確保、休  
憩時間の導入や時間の拡大な  
ど、母子の健康を守るために  
さまざまな法律があります。

ん。特段の定めや明示がなけ  
れば復帰後は復帰前と同じ労  
働条件となります。

職場復帰後の就業が円滑に  
行われるよう、必要な措置を  
講じることが会社に義務づけ  
られています（育児・介護休  
業法第22条）。

原職復帰は法律で義務づけ  
られてはいませんが会社は可  
能な限り配慮する必要があり  
ます。

しかし、法律さえ守らない  
会社が山ほどあるのが今の現  
実。そんな時こそ私たち  
の出番です。会社にきち  
んと法律を守らせましょ  
う。あなたは一人では  
ありませんよ。

ひとりで  
悩まずに  
相談してね。

WELCOME!!

困った時、悩んだ時、いつでもあなたをサポート！



ひとりでも、誰でも、入れる

**Rentai union**

TEL 06-6583-5546

相談無料  
秘密厳守



「あなたを守る権利を知ろう！その③」学習テーマは  
『出産後の権利を活用しましょう』です。



## 1歳未満の子育て女性労働者、 産後1年未満の女性労働者

### ■ 育児時間

1歳に満たない子を育てる女性は1日2回、それぞれ少なくとも30分の育児時間を請求できます。（労働基準法第67条）

### ■ 母性健康管理措置

産後1年未満の女性は、医師などの指示があった場合、妊娠婦健診を受診するための時間の確保を申請できます。

（男女雇用機会均等法第12条、第13条）



### ■ 時間外・休日労働・深夜業の制限、 変形労働時間制の適用制限および 危険有害業務の就業制限

産後1年未満の女性は、妊娠中と同じく時間外労働などの免除の請求ができます。

（労働基準法第64条、第66条）

ちゃんと制度を  
活用してね！



「母性健康管理措置」は、正社員・パートタイム労働者・派遣社員など就業形態を問わず、受けることができます！解雇や不利益な扱いを受けた時は、ひとりで悩む前に私たちに相談してくださいね。



## 3歳未満の子育て労働者、 小学校入学前の子を育てる労働者

### ■ 短時間勤務制度

会社は、3歳に満たない子を育てる男女労働者が利用できる短時間勤務制度（1日6時間）の措置が義務づけられています。

（育児・介護休業法第23条）

### ■ 所定外労働の制限

3歳に満たない子を育てる男女労働者は、残業の免除を請求できます。

（育児・介護休業法第16条の8）

### ■ 時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を育てる男女労働者は、1ヵ月24時間、1年150時間を超える残業を制限する請求や、深夜（午後10時～午前5時）の労働を制限する請求もできます。それぞれ制限開始日と終了日を開始日の1ヵ月前までに申し出ます。（育児・介護休業法第17条、第18条、第19条、第20条）

### ■ 子の看護休暇

小学校入学前の子を育てる男女労働者は、会社に申し出れば、年次有給休暇とは別に1年につき5日まで、病気やけがをした子の看護や予防接種、健康診断のために休暇を取得できます。子が2人以上の場合は年10日になります。

（育児・介護休業法第16条）

